

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等の方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることで、確定申告を行わなくても税の軽減を受けることができます。

島原市へのふるさと納税について特例適用を希望される方は、以下をご確認のうえ、本市へ必要書類をご提出ください。（提出期限：寄附日の翌年1月10日）

【申請時に提出いただく書類】

① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

→性別、生年月日、個人番号（マイナンバー）等の記入、押印が必要です。

② 個人番号（マイナンバー）と本人であることが確認できる書類

→以下のいずれかの提出書類を添付してください。

	提出書類
「個人番号カード」をお持ちの方	○「個人番号カード」の写し（表裏両面）
「個人番号カード」をお持ちでない方	○「通知カード」又は「住民票（個人番号付）」の写し ○ 本人確認書類の写し（A、Bのいずれか） （A）顔写真があるもの1点〔運転免許証、パスポートなど〕 （B）顔写真がないもの2点〔税金・公共料金の領収証、健康保険証、年金手帳など〕

※「個人番号カード」とは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。

【ふるさと納税ワンストップ特例の対象者】

対象となる方は、以下の2つの条件を満たす方に限られます。

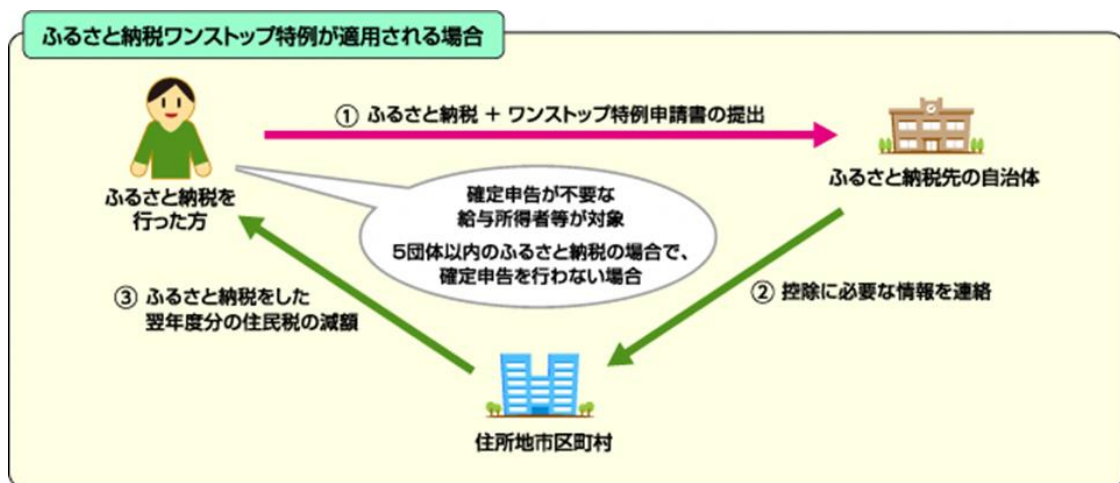
① ふるさと納税の寄附控除を受ける目的以外で、所得税や住民税の申告を行う必要がない方

（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）

② その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方

（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

※確定申告が必要な自営業者等の方や、給与所得者でも医療費控除等を受けようとする方などは対象となりません。



申告特例申請書を提出後、転居等により申請内容に変更が生じた場合は、変更届出書（55号の6様式）を提出してください。（提出期限：申告特例申請書と同じ）

なお、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた場合、ふるさと納税を行った翌年に課税される住民税からのみ軽減されます。（軽減対象となる金額は確定申告の場合と同じです。）

添付書類貼付台紙

「ふるさと納税ワンストップ特例制度について」で必要な添付書類をご確認のうえ、
以下に添付書類を貼付し、申告特例申請書と一緒に島原市へお送りください。

「個人番号カード」をお持ちの方

表面

裏面

「個人番号カード」をお持ちでない方

○「通知カード」または
「住民票（個人番号付）」の写し

○本人確認書類の写し（以下のいずれか）

（A）顔写真があるものは 1 点

（B）顔写真がないものは 2 点